

副
本

令和6年（行ノ）第11号 行政処分取消請求行政上告受理申立事件

申立人 X

相手方 北海道

上告受理申立理由書

令和6年12月19日

最高裁判所 御中

申立人代理人 弁護士 中 村 憲 昭



弁護士 伊 藤 正 朗



弁護士 平 裕 介



上記当事者間の頭書行政処分取消請求行政上告受理申立事件について、申立人は、次のとおり上告受理申立の理由を提出する。

目次

上告受理申立理由書	1
第1 事案の概要及び争点	3
1 事案の概要	3
2 争点	3
第2 第一審判決及び原判決の要旨	4
1 第一審判決	4
2 原判決	5
第3 上告受理申立理由の骨子	6
1 法令解釈の誤りその1及び最高裁判所の判例に相反すること	6
2 法令解釈の誤りその2－「安土」の解釈の誤り	7
(1) 一審及び原審の判断	7
(2) 「安土」に関する解釈の誤り	8
第4 上告受理申立て理由	8
1 法令解釈の誤りその1及び最高裁判所の判例に相反すること	8
(1) 判断枠組みの誤り	8
(2) 本件処分への上記(1)の判断枠組みへの当てはめ	15
(3) 本件は法令の解釈に関する重要な事項を含む事件に当たる	18
2 法令解釈の誤りその2－「安土」の解釈の誤り	19
(1) 一審及び原審の判断	19
(2) 「安土」に関する解釈の誤り	19
第5 結語	22
付 属 書 類	22

第1 事案の概要及び争点

1 事案の概要

(1) 本件は、北海道猟友会砂川支部の支部長を務め、砂川市の委嘱する鳥獣被害対策実施隊の隊員も務めている申立人が、砂川市からのヒグマ駆除の具体的な依頼に基づき、ヒグマが出没したとされる付近の地域に警察官及び砂川市の職員らとともに赴き、ヒグマ1頭（以下「本件ヒグマ」という。）を申立人が所持していたライフル（以下「本件ライフル」という。）の弾丸を発射すること（以下「本件発射行為」という。）により駆除し、発射した弾丸が本件ヒグマに命中し、付近の建物に当たったり、建物を損壊させたりしたような事実がなかったにもかかわらず、北海道公安委員会から銃砲所持の許可を取り消す旨の処分（以下「本件処分」という。）を受けたことから、本件処分は銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）所定の要件を満たさず、また裁量権を逸脱・濫用したものであると主張して、相手方に対し、その取消しを求めた処分取消訴訟（行政事件訴訟法3条2項）の事案である。

(2) 北海道公安委員会は、平成31年4月24日、申立人に対し、本件発射行為が「弾丸の到達するおそれのある建物に向かって」銃撃をし、もって鳥獣保護管理法の規定によらない銃撃をして銃砲を発射したものであり、銃刀法10条2項に違反し、同法11条1項1号に該当するとして、本件処分を行った。

2 争点

本件の争点は、本件処分が裁量権の逸脱・濫用（行政事件訴訟法30条）であり違法であるか、などである。

第2 第一審判決及び原判決の要旨

1 第一審判決

第一審判決（札幌地判令和3年12月17日・令和2年（行ウ）第7号）は、裁量権の逸脱・濫用の司法審査につき、「都道府県公安委員会の行った銃砲の所持許可の取消処分の適否を審査するに当たっては、これが裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断が、重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるものと解するのが相当である。」（第一審判決11頁10～14行目）という判断枠組みを採った。その上で、その当てはめとして、

- ① そもそも申立人の出動は砂川市の要請に基づくものであり、宮城の沢地区には警察官及び砂川市の職員も赴いていた上、当該職員からの依頼によりヒグマを駆除するものとしたこと
- ② 警察官は申立人が本件ライフル銃を発射する可能性を認識しておきながら、これを事前に制止することもなく、むしろ発射を前提とした行動を取っていたこと
- ③ 本件ヒグマの背後にはおおむね草木に覆われた高さ約8mもの土手があったこと
- ④ 相手方提出の写真によっても、申立人の発射位置からは本件建物の屋根の一部が見えるか見えないかという程度にすぎないこと
- ⑤ 申立人と本件ヒグマとの距離はわずか15mないし19m程度にすぎず、申立人はこれに対してスコープ付きのライフル銃を用いた上、本件ヒグマが立ち上がるのを待って弾丸を発射したものであること、発射した弾丸は本件ヒグマに命中したこと
- ⑥ この弾丸が付近の建物に当たったり、建物を損壊させたりしたような事実もないこと

- ⑦ 地域住民が本件ヒグマを駆除してもらって良かった旨陳述していること
- ⑧ 砂川市の職員は本件のようなケースで発砲者が行政処分を受けるとなると住民に不安を与えてしまう旨陳述していること
- ⑨ その他証拠上認められる一連の事情

を総合考慮すると、仮に申立人の本件発射行為が鳥獣保護管理法38条3項に違反し、もって銃刀法10条2項1号に違反したものと判断する余地があるとしても、これを理由に本件処分を行うことは社会通念に照らし著しく妥当性を欠くというべきであって、裁量権の逸脱・濫用の違法がある旨判示した。

2 原判決

他方で、原判決（札幌高判令和6年10月18日・令和4年（行コ）第1号）は、裁量権逸脱・濫用の司法審査に係る判断枠組みは維持（同判決17頁で引用）した上で、大要、次のような当てはめを行い、本件処分を適法とした。

すなわち、

- ① 本件発射行為による弾丸が本件周辺建物5軒に到達する相応の危険性があったというべきであり、その違反行為が軽微であったとはいえないこと
- ② 申立人は、Dが本件ヒグマの背後である本件斜面の北側の本件市道付近に向かったことを認識しながら、草木が繁茂して見通しが悪い本件斜面に向けて本件発射行為に及んでいるなど、銃器を扱う者として心得ているべき安全のための遵守事項に複数の点で違反していること
- ③ 本件斜面及び件市道上にはD、C警察官及びB職員がおり、弾丸の跳飛の一般的様相は極めて複雑で、跳弾は飛んでいく方向が分

から複数回起こり得ること等にかんがみると、本件発射行為は他人らの生命・身体も危険にさらしたというべきであり、本件発射行為が不当なものでなかったということはできないこと

④ にもかかわらず、申立人は、砂川署が鳥獣保護管理法違反等の被疑事実について捜査を開始してから本件処分時までの間に、本件発射行為が危険なものであることを受け入れず、一貫してその正当性を主張しており、同種違反の再発可能性があること

⑤ そうすると、申立人による違反行為は、指示処分（銃刀法10条の9第1項）の「その違反行為が比較的軽微である。」「違反行為の再発防止が期待できる。」との最定基準（原判決別紙1の3の通達別表1の17）を満たさず、銃砲所持許可取消処分の「同種違反の再発のおそれ（中略）が認められる場合」との量定基準（原判決別紙1の3の通達別表1の19）を満たしているといえること

から、裁量権の逸脱・濫用は認められず、本件処分は適法であると判示した。

第3 上告受理申立理由の骨子

1 法令解釈の誤りその1及び最高裁判所の判例に相反すること

銃刀法に基づく銃砲所持の許可取消処分は、侵害的処分であり、かつ、銃砲所持の許可に係る最も重大な不利益処分であるから、最一小判平成24年1月16日集民239号1頁、最一小判同日集民同号253頁〔停職・減給処分に関する教職員国旗国歌訴訟〕のように、裁量審査の判断枠組みにおいて要考慮事項が明示されるべきである。

そして、少なくとも公的機関すなわち非常勤の公務員である鳥獣被害対策実施隊員が自治体や官公庁から有害な鳥獣駆除の具体的な依頼や指示があったことに基づき有害鳥獣に対し発砲をした場合については、公務員として社会への奉仕活動を行う社会的地位をも奪うという点で特に重大な不利益処分であり、

かつ処分を行うことで失われる有害鳥獣被害に係る住民の生命・身体・財産・生活環境の保護という公益も大きいことから、上記平成24年の教職員国旗国歌訴訟判決のように、複数の考慮事項を明示した判断枠組みによるべきであり、とりわけ違反事由に当たるとされた行為の性質（公務としての性質の有無・重要性）や、選択する処分が他の公務員（鳥獣被害対策実施隊員のような非常勤の公務員を含む）及び社会に与える影響等が裁量権の逸脱・濫用の司法審査について要考慮事項・重視事項として明示的に考慮されるべきである。

しかしながら、原判決は、逆に「控訴人を含む公的機関が、ヒグマ駆除について、従来より猟友会の献身的な活動に依存してきたという実態があることは否定することができず、近年、道内でヒグマによる被害が多発している状況の下、ヒグマ駆除の在り方については議論の余地があると思われるが、このことと本件処分が違法であるかどうかという問題は別である」（原判決20～21頁）と断定し、上記の要考慮事項・重視事項を考慮することなく裁量権の逸脱・濫用の審査を行ったものといえる。

このように、原判決は、行政事件訴訟法30条の裁量権逸脱・濫用の有無に係る判断枠組みを誤っていることから、原判決には本件処分に関係する法令の解釈を誤った違法があり、また、原判決は裁量権逸脱・濫用に関する最高裁判所の判例（先例）にも違反している。そして、本件は、現に有害鳥獣であるクマによる被害は全国的に多発し、毎年多くの死傷者が出るなど被害が増加傾向にあることなども踏まえると、法令の解釈に関する重要な事項を含む事件（民訴法318条1項）に当たるものというべきである。

2 法令解釈の誤りその2－「安土」の解釈の誤り

(1) 一審及び原審の判断

一審判決は、跳弾のおそれにつき、「極めて抽象的・観念的な危険をいうものに過ぎない」と判示してその主張を排斥したが（一審判決15ペー

ジ)、原審は、本件ヒグマのいた斜面が跳弾の可能性が高い斜面であること、及び実際に跳弾による被害が生じたこと、及び市職員や臨場警察官を危険にさらしたことを理由として、本件発射行為が弾丸到達のおそれのある建物に向けてなされたものだと認定した。

(2) 「安土」に関する解釈の誤り

狩猟読本及び猟銃等取扱読本には「ライフル実包やスラグ実包を撃つ時は、必要以上に遠くまで飛ばないように、前方に安土(バックストップ)があることを確認する」(原審判決6ページ)、「跳弾を避けるため、氷の面、堅い地面、岩などの硬いものに向けて発砲しない」(同)などと記載されている。

本件において、本件斜面が社会通念に照らすと、草木に覆われた通常のに過ぎないにも関わらず、原審はことさらに本件斜面につき「石も散乱していた」として、本件ヒグマのいた位置が跳弾の危険性が高い場所であると認定した(原審判決8ページ以下)。

上記認定は、鳥獣保護法第8条3項の「弾丸の到達するおそれのある…建物」の法令解釈を誤った違法がある。

第4 上告受理申立て理由

1 法令解釈の誤りその1及び最高裁判所の判例に相反すること

(1) 判断枠組みの誤り

しかし、原判決は、銃刀法に基づく銃砲所持の許可取消しについて、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響、違反事由に該当すると認められる行為の性質等、本来考慮あるいは重視されるべき事項ないし要素について考慮することなく裁量権の逸脱・濫用に係る司法審査を行っており、裁量権逸脱・濫用の有無に係る判断枠組みを誤っている。以下詳述する。

ア 重大な不利益処分については違反行為の内容・性質や不利益の程度との

権衡等の事情を考慮して裁量審査がなされるべきである

まず、侵害処分に関しては、一般に授益処分と比べて行政庁の裁量の範囲は限定的に解される傾向にあり、そのような裁量の範囲の羈（き）束的な解釈を前提とした上で、行政庁の裁量判断が事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる場合に、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとされるのが通例であるといえる。そして、特に被処分者に重大な不利益を与える懲戒処分については、当該処分の選択が重きに失するものとして社会観念上著しく妥当性を欠くと認められる場合には、裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものとして、当該処分は違法とされ（最三小判昭和52年12月20日民集31巻7号1101頁〔神戸税関事件〕、最一小判平成2年1月18日民集44巻1号1頁〔伝習館事件〕等参照）、免職、停職、減給等の不利益性の大きい懲戒処分については、上記の判断枠組みに従って、非違行為の内容・性質や不利益の程度との権衡等の観点から個々の事案の諸般の事情を総合的に勘案した上で個別具体的に裁量権逸脱・濫用の有無が判断されている（近年の最高裁判例のうち、違法とされた事例として、最一小判平成24年1月16日集民239号1頁、最一小判同日集民同号253頁〔停職・減給処分に関する教職員国旗国歌訴訟〕）。なお、以上のような判例の位置付け等につき、元最高裁上席調査官（行政上席調査官）である岩井伸晃裁判官（現・高松高裁長官）による著書『行政事件訴訟における調査検討・審理運営の在り方について』（法曹会、令和6年）74頁も同様の理解を示している。

そして、銃刀法に基づく銃砲所持の許可取消処分も、マタギとしての職業的営為を止めさせるばかりではなく、猟銃を用いた発砲により有害な鳥獣を駆除することで住民の生命・身体や生活環境を保護するという社会への奉仕活動を行えなくさせるものであり、そのような公務としての面を有する公的な活動を行う社会的地位をも奪う処分でもあることから、憲法2

2条1項に定める職業選択の自由や憲法13条の個人の尊厳ないし幸福追求権とも密接に関わる権利利益ないし社会的地位を剥奪する侵害的処分であり、かつ被処分者に重大な不利益を与えるものといえる。そこで、銃刀法に基づく銃砲所持の許可取消処分についても、違反行為の内容・性質や不利益の程度との権衡等の観点から個々の事案の諸般の事情を総合的に勘案した上で個別具体的に裁量権逸脱・濫用の有無が判断されるべきであり、具体的には下記イのとおり、違反事由に当たるとされた行為の性質（公務としての性質・その重要性）や、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等が明示的に要考慮事項とされるべきである。

イ 被処分者の行為の性質（公務としての性質・重要性）や処分が他の公務員や社会に与える影響等が要考慮事項とされるべきである

上記アの判例のうち、侵害的処分であり重大な不利益処分である懲戒処分（減給・停職・免職）の違法性について、平成24年の教職員国旗国歌訴訟判決は、「公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の〔①〕原因、〔②〕動機、〔③〕性質、〔④〕態様、〔⑤〕結果、〔⑥〕影響等のほか、〔⑦〕当該公務員の上記行為の前後における態度、〔⑧〕懲戒処分等の処分歴、〔⑨〕選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを決定する裁量権を有しており、その判断は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となるものと解される（最高裁昭和47年（行ツ）第52号同52年12月20日第三小法廷判決・民集31巻7号1101頁、最高裁昭和59年（行ツ）第46号平成2年1月18日第一小法廷判決・民集44巻1号1頁参照）」（〔①〕～〔⑨〕は申立人訴訟代理人ら）と判示する。

銃刀法に基づく銃砲所持の許可取消処分も、侵害的処分であり、かつ、銃砲所持の許可に係る最も重大な不利益処分であるから、平成24年の教職員国旗国歌訴訟判決のように、裁量審査の判断枠組みにおいて要考慮事項が明示されるべきである。そして、少なくとも公的機関すなわち非常勤の公務員である「鳥獣被害対策実施隊員」（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という）9条2項。鳥獣被害対策実施隊員のうち民間の隊員は消防団制度を参考にして非常勤の公務員とされている（自由民主党農林漁業有害鳥獣対策検討チーム編著『Q&A早わかり鳥獣被害防止特措法』（大成出版社、2008年）32頁）。）が自治体や官公庁から有害な鳥獣駆除の具体的な依頼や指示があったことに基づき有害鳥獣に対し発砲をした場合については、公務員として社会への奉仕活動を行う社会的地位をも奪うという点で特に重大な不利益処分であり、かつ処分を行うことで失われる有害鳥獣被害に係る住民の生命・身体・財産・生活環境の保護という公益も大きいことから、前記平成24年の教職員国旗国歌訴訟判決のように、考慮事項を明示した判断枠組みによるべきである。とりわけ、違反事由に当たるとされた行為の性質（公務としての性質の有無・重要性）や、選択する処分が他の公務員（鳥獣被害対策実施隊員のような非常勤の公務員を含む）及び社会に与える影響等については、裁量権の逸脱・濫用の司法審査について要考慮事項・重視事項として明示的に考慮されるべきである。

これに対し、原判決は、逆に「控訴人を含む公的機関が、ヒグマ駆除について、従来より猟友会の献身的な活動に依存してきたという実態があることは否定することができず、近年、道内でヒグマによる被害が多発している状況の下、ヒグマ駆除の在り方については議論の余地があると思われるが、このことと本件処分が違法であるかどうかという問題は別である」

（原判決20～21頁）と断定し、上記の要考慮事項・重視事項を考慮す

ることなく裁量権の逸脱・濫用の審査を行ったものといえ、不当である。

ウ 処分の関係法令の規定からも被処分者の行為の性質や処分が他の公務員や社会に与える影響等が考慮されるべきである

違反事由に当たるとされた行為の性質（公務としての側面の有無・重要性）や、選択する処分が他の公務員（鳥獣被害対策実施隊員のような非常勤の公務員を含む）及び社会に与える影響等が要考慮事項・重視事項として考慮・重視されるべきことは、鳥獣被害対策実施隊員の地位にある者が銃砲所持の許可取消処分を受ける場合における銃刀法の関係法令、すなわち、以下に述べるとおり、鳥獣被害防止特措法や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）の関係規定に照らしてみても明らかである。

まず、銃刀法4条1項1号は、「有害鳥獣駆除」の用途に供するため、猟銃を所持しようとする者は、所持しようとする銃砲ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない旨規定する。この「有害鳥獣駆除」に関しては、鳥獣被害防止特措法4条に基づき市町村が定める被害防止計画、及び鳥獣保護管理法7条の2に基づき都道府県が定める第2種特定鳥獣管理計画等の内容を踏まえて検討すべきことになることから（辻義之監修・大塚尚著『注釈 銃砲刀剣類所持等取締法 第3版』（立花書房、令和4年）146頁）、鳥獣被害防止特措法及び鳥獣保護管理法が、それぞれ銃刀法の関係法令であることは明らかである。

また、鳥獣被害防止特措法1条は、「農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていること」に鑑み、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進」することなどを同法の目的としていること、かかる「農林水産業等に係る被害」とは「農林水産業

に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害」（同法2条）をいうものであること、同法9条1項が市町村において「対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる」とし、同法2項が「鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く」とし、同法5項が同法2項の鳥獣被害対策実施隊員につき、「被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する」と規定している。これらの規定に照らすと、鳥獣被害対策実施隊員の果たす役割は保護すべき公益との関係で極めて重要なものといえる。また、同法16条は狩猟免許等に関する手続的な負担軽減について規定するところ、その趣旨は、猟銃を用いた場合を含む狩猟が鳥獣な個体数管理に重要な役割を果たす一方で、狩猟者の減少や高齢化の進行等のため、狩猟者の確保が課題となっていることにあることから（前掲『Q&A早わかり鳥獣被害防止特措法』47頁参照）、鳥獣被害対策実施隊員である狩猟者の地位は特に保護されるべきものといえる。以上のことから、「鳥獣被害対策実施隊員」の地位にある者が自治体や官公庁から有害な鳥獣駆除の具体的な依頼や指示があったことに基づき有害な鳥獣に対し発砲をし、当該発砲行為に違反事由があると認定され銃砲所持の許可取消処分がなされた場合には、違反事由に当たるとされた行為の性質すなわち住民の生命・身体その他の生活環境に係る被害を防止する公務としての側面の重要性や、取消処分が他の鳥獣被害対策実施隊員や公務員、社会に与える影響等が明示的に考慮・重視されるべきである。

さらに、以上のことは、鳥獣保護管理法が鳥獣被害防止特措法と整合的な関係に立つこと（前掲『Q&A早わかり鳥獣被害防止特措法』12頁参

照)、クマなどの有害鳥獣は、基本的には、鳥獣保護管理法2条2項の「保護」の対象ではなく、同条3項の「管理」の対象とされており、人間との関係でその生息数が適正な水準に減少されるものとされていること(環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室監修『改訂5版 鳥獣保護管理法の解説』(大成出版社、2017年)26頁参照)、鳥獣保護管理法38条の2が、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可につき、「住居集合地域等」における「鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的」で麻醉銃猟をすることを許可要件としていること、同法78条の2が環境大臣及び都道府県知事の調査につき、「農林水産業又は生態系に係る被害の状況その他必要な事項について定期的な調査等をするものとしていること」などからも裏付けられる。

エ 原判決は、要考慮(重視)事項を明示せず、かつ実際に考慮・重視していない

以上のことについて、第一審判決は、判断枠組みに係る考慮事項を明記してはいないものの、裁量権の逸脱・濫用の審査にあたって違反行為の性質(公務としての性質・重要性)や、選択する処分が他の公務員(鳥獣被害対策実施隊員という非常勤の公務員も含む)及び社会に与える影響等について考慮・重視しているものと考えられる。

これに対し、原判決は、判断枠組みに係る考慮事項を明記していないことに加え、これらの考慮あるいは重視すべき事項ないし要素について考慮すらしていない。すなわち、先に述べたとおり、原判決は、「控訴人を含む公的機関が、ヒグマ駆除について、従来より猟友会の献身的な活動に依存してきたという実態があることは否定することができず、近年、道内でヒグマによる被害が多発している状況の下、ヒグマ駆除の在り方については議論の余地があると思われるが、このことと本件処分が違法であるかどうかという問題は別である」(原判決20~21頁)と断じ、上記の要考

慮事項・重視事項を考慮することなく、かつ、他の事項を過度に重視するなどして裁量権の逸脱・濫用の審査を行ったものといえ、不当である。

なお、猟銃所持の許可取消処分（本件処分）に関係する各通達は、上記のような違反行為の性質（公務としての性質・重要性）や、選択する処分が他の公務員（鳥獣被害対策実施隊員という非常勤の公務員も含む）及び社会に与える影響等を要考慮事項あるいは重視事項として規定していないが、仮にこれらの事項を考慮すべきではないという趣旨の通達であれば、そのこと自体が銃刀法やその関係法令である鳥獣被害防止特措法及び鳥獣保護管理法の趣旨に反するものとなるのであるから、上記各通達の関係規定があることがこれらの事項を裁量判断や司法審査において考慮・重視しなくてよいことの合理的な理由にはならない。

したがって、原判決は、行政事件訴訟法30条の裁量権逸脱・濫用の有無に係る判断枠組みを誤っており、原判決には本件処分に関係する法令の解釈を誤った違法があり、加えて、原判決は上記各最高裁判例（先例）にも違反しているものというべきである。

(2) 本件処分への上記(1)の判断枠組みへの当てはめ

以上の本来あるべき判断枠組みを本件について検討すると、本件処分において違反行為とされた行為の性質は、「鳥獣被害対策実施隊員」という公務員・公的機関の行う公務としての側面があるものであることが明白であり、住民の生命・身体・財産や生活環境を保護するという公益を図る重要性の高い性質を有するものである。この点に関し、現実に有害鳥獣であるクマによる被害は全国的に多発し、増加傾向にあり、令和5年度の1月末までのクマ類による人身被害の発生件数（人数）は197件（218人、うち死亡6人）となっており、月別の統計のある平成18年度以降では最多ペースとなっており（参考資料1。環境省「クマ類の生息状況、被害状況等について」5頁等参照）、農作物等にも被害が及んでいる。そのため、このような本件

処分の性質については、本件処分に際して考慮・重視する必要がある、かつ、本件処分を行うことについて消極的に働く要考慮事項であるといえる。にもかかわらず、原判決はこの点を考慮・重視することなく、軽視しており、あるいは考慮していないことから、本件処分には考慮不尽が認められる。

また、原判決が上記公益を考慮しないことや跳弾の抽象的な可能性を過度に重視したことなどにも鑑みると、本件処分を選択することにより、自治体等から猟友会等に有害鳥獣駆除の依頼をした場合の猟友会等の猟師らによる有害鳥獣駆除への萎縮的効果が働くことは明らかであり、実際に、北海道猟友会は自治体からの駆除要請について要請に応じない選択肢も含めて、各支部で市町村や警察との協議を進める」との方針を固めており（古畑航希「クマ駆除『要請に応じない』支部判断も容認 北海道猟友会が通知へ」朝日新聞デジタル2025年11月24日・同月25日更新）、鳥獣被害対策実施隊員等で構成される猟友会員らによる有害鳥獣駆除に対する萎縮的効果が現に生じている。さらに、クマ等の動物とは無縁の生活を送る大都市で生活を営む人々とは異なり、クマなど有害鳥獣の出没する地域に暮らす住民にとっては、いつ自分がクマなどにより生命を奪われるか、あるいは重傷を負ったり農作物等の財産を侵されるなど、恐怖を感じながら日々の生活を送らなければならない、そのような生活環境を悪化という被害は甚大なものである。加えて、本件処分は、鳥獣被害対策を円滑に実施するための国、当道府県等との連携（鳥獣被害防止特措法12条）や、猟銃による捕獲等を期待される鳥獣被害対策実施隊員等の鳥獣被害対策に係る人材育成（鳥獣被害防止特措法9条、15条参照）に悪影響を与えかねない（前掲『Q&A早わかり鳥獣被害防止特措法』28頁、40頁、46頁等参照）。以上のことから、本件処分が他の公務員や鳥獣被害対策実施隊員、住民や社会に与える影響は極めて大きいものといえ、本件処分をすることにより、将来的にヒグマなどの有害鳥

獣の適切な駆除が十分に行えなくなる結果、多くの住民が有害鳥獣によって平穏な生活環境等を脅かされることになり、場合によっては生涯後遺症が残る重傷を負ったり、命を落としたりするという事態が増加しうる。にもかかわらず、原判決は、本件処分が他の公務員や鳥獣被害対策実施隊員、住民や社会に与える影響を考慮・重視していないことから、本件処分には考慮不尽が認められる。

さらに、警察官職務執行法4条1項に基づく警察官による措置命令として、住宅街に熊が現れた場合における猟友会員に対する駆除命令が発せられることが一応観念できるが（「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」（平24・4・12警察庁丁保発43ほか）記1（3）、古谷洋一＝入谷誠編著『注釈警察官職務執行法〔五訂版〕』（立花書房、令和3年）318頁参照）、実際には、このような措置命令が発せられることは殆ど皆無であり、襲われる危険から警察官がクマのいる現場に近づくことができず、その結果、措置命令を発することができないのが現実なのであるから、具体的な猟銃を用いた発砲の方法やタイミングなどについて、警察官や自治体職員が具体的に指示したり、現認したりするなどということはおよそ現実的なことではない（なお、警察官が通常所持する猟銃ではない銃でクマを撃ったとしてもクマを絶命・駆除させることはおよそ不可能であり、仮に撃って命中したとしてもクマにかすり傷を付けるだけである一方で逆にクマに襲われ警察官自身が死亡することになりうるのであるから、警察官や自治体職員は猟銃を所持する鳥獣被害対策実施隊員等に頼るほかなく、そもそも恐怖のあまり鳥獣被害対策実施隊員のようにクマに接近することができないというのが現実である）。しかしながら、原判決は、「**C** 警察官は、本件発射行為当時、本件市道上におり（認定事実(4)イ(オ)）、本件発射行為がされた位置及び本件ヒグマの位置を認識していなかったから、**C** 警察官が被控訴人

の発射を特段制止したり、警告したりしていなかったとしても、被控訴人による本件発射行為を容認していたとはいえない」（原判決20頁）としており、およそ鳥獣被害対策実施隊員によるクマの駆除の実態・実務とは乖離した、極めて非現実的な「警察官による発砲行為の容認」という事項を過度に重視しており、本来は、他事考慮あるいは考慮事項に対する明白な評価の誤りがあるものとの司法審査を行うべきところ、かかる他事考慮等を許す審査を行っており、不当である。

以上のとおり、本件処分を行った処分庁は、本件が公務員である鳥獣被害対策実施隊員が自治体等の官公庁から有害な鳥獣駆除の具体的な依頼があったことに基づき有害な鳥獣に対し猟銃を用いて発砲をした場合であるにもかかわらず、本件処分をするに際して、前述した本来考慮・重視されるべき事項について考慮しておらず（考慮不尽）、また、跳弾のリスク等を過大に重視するなど特定の考慮事項につき過度に重視している（他事考慮あるいは考慮事項に対する明白な評価の誤り）。そして、これらの考慮・重視すべき事項等についても検討すると、その結果、本件処分を行うことは社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものというべきであるから、本件処分については裁量権の逸脱・濫用の違法があるというべきである。

したがって、原判決は行政事件訴訟法30条の裁量権逸脱・濫用の有無に係る判断枠組みを誤っており、原判決には本件処分に関する法令の解釈を誤った違法があり、また、原判決は上記各最高裁判例（先例）にも違反している。

(3) 本件は法令の解釈に関する重要な事項を含む事件に当たる

本件は、猟友会に所属し、自治体の委嘱する鳥獣被害対策実施隊の「鳥獣被害対策実施隊員」でもある申立人が、当該自治体からヒグマ駆除の具体的な依頼を受け、これに基づき、ヒグマが出没したとされる付近の地域に自治体職員や警察官とともに赴き、本件発射行為によってヒグマを無事駆除し、

本件行為による負傷者や被害等は特に生じなかったという事案であり、適切な有害鳥獣の駆除という国民・住民の生命、身体、財産、生活環境の保護に係る重要な問題に関し、最高裁が銃刀法に基づく銃砲所持の許可取消処分 of 違法性に係る判断枠組み（前記平成24年の教職員国旗国歌訴訟判決のような考慮事項を明示したもの）を示すのにふさわしい事案である。さらに、前記のとおり現に有害鳥獣であるクマによる被害は全国的に多発し、毎年多くの死傷者が出るなど被害が増加傾向にあることなども踏まえると、本件は、法令の解釈に関する重要な事項を含む事件（民訴法318条1項）に当たるものというべきである。

2 法令解釈の誤りその2－「安土」の解釈の誤り

(1) 一審及び原審の判断

一審判決は、跳弾のおそれにつき、銃刀法違反は抽象的危険犯といえど、抽象的・観念的な危険だけでは足りないことを前提に、跳弾の可能性を主張する相手方に対し「極めて抽象的・観念的な危険をいうものに過ぎない」と判示してその主張を排斥している（一審判決15ページ）。

これに対し原審は、本件ヒグマのいた斜面が跳弾の可能性が高い斜面であること、及び実際に跳弾による被害が生じたこと、及び市職員や臨場警察官を危険にさらしたことを理由として、本件発射行為が弾丸到達のおそれのある建物に向けてなされたものだと認定した。

(2) 「安土」に関する解釈の誤り

ア 狩猟読本及び猟銃等取扱読本の記載

しかしながら、まず跳弾により弾丸が菊地方ないし G 会館に到達するとの点は、明らかな誤りである。

すなわち原審は、跳弾の発生可能性につき「ライフル実包やスラッグ実包を撃つ時は、必要以上に遠くまで飛ばないように、前方に安土（バック

ストップ)があることを確認する」(原審判決6ページ)、「跳弾を避けるため氷の面、堅い地面、岩などの硬いものに向けて発砲しない」(同)などの記載が教本等に記載されていることを根拠に挙げる(下線部は申立人訴訟代理人が付した)。

イ 原審の法令解釈の誤り

そのうえで原審は、本件斜面が「草木が繁茂しており…石も散乱していた」として、本件ヒグマの板斜面は本件ヒグマのいた位置が跳弾の危険性が高い場所であると認定した(原審判決8ページ以下)。

しかし、裁判官が現場を検証した結果(実況見分調書写真4-3、5-1、7-1、8-6、10-1以下等)をみてもわかるとおり、本件斜面はまさに草木に覆われている。

社会通念に照らすと、少なくとも、本件斜面はうっそうと草木の生い茂った、世間一般でいう通常の山に過ぎない。

跳弾の可能性が高いとされる「堅い地面」でもなければ、岩盤の露出した斜面でもない。

本件安土が、跳弾の可能性の高い斜面だとするならば、おおよそ日本国内で有効射程距離内に建物が視認出来る場所においては、いかなる発砲行為も建物に弾丸が到達するおそれを否定出来なくなってしまう。

のみならず、跳弾の生じるわずかな可能性と、その跳弾が複数回生じうるといふさらにわずかな可能性をもってして「弾丸到達の可能性」を肯定するならば、発砲者の前面のみならず、跳弾により後方にも弾丸が到達する可能性を否定出来なくなる。

かかる原審の解釈を貫くと、銃砲の有効射程距離内に共猟者が存在した場合でも発砲行為は違法となる。

市職員等、第三者が立ち会ったの箱毘でとらえた鳥獣の留め刺しも、鉄柵や地面に跳ね返ったの跳弾の危険が高いものとして事実上認められる余

地がなくなる。

このような、跳弾によるわずかな可能性を根拠に、何ら跳弾が生じたことを伺わせる証拠もないすべての発砲行為を違法とすることは、論理則・経験則上不合理な解釈であり、かつ狩猟読本や猟銃等取扱読本における発砲可能な条件、すなわち安土の存在を確認して発砲するという条件さえも死文化させる不合理な結果となる。

ウ 鳥獣保護管理法の判断の専権者である北海道知事の判断との齟齬

本件所持許可取消処分根拠である銃刀法違反の有無の判断権者が公安委員会ではあるが、鳥獣保護管理法の判断の専権者である北海道知事である。

この点北海道知事は、上告受理申立人に対し、鳥獣保護管理法第38条3項違反を理由とする狩猟免許の取消は行わなかった（甲第3号証、甲第16号証、第一審判決10ページ、原審12ページ）。

原審は、鳥獣保護管理法第38条の判断専権者である道知事の判断とは異なる公安委員会の判断を是認したことになる。

エ 現実に生じた混乱

実際、原審判決後、有害駆除の現場、特にヒグマの出没に悩まされている北海道においては、ハンターが今後の有害駆除の場面での発砲を躊躇せざるを得ないとの声が多く寄せられている。

北海道猟友会の会長も原審判決後、本件発射地点を実際確認したうえで、本件現場の斜面について「これがバックストップではないと判断されれば、われわれはどこも撃てない。（判決が確定すれば）ヒグマ駆除の要請があっても撃つのは非常に厳しい」と述べた。

北海道猟友会としても、今後自治体からのヒグマの駆除要請に対し、自治体や警察との連携が不十分な支部に対しては要請を拒否することを検討するなど、多大な混乱が生じている（添付資料3以下参照）。

ヒグマの有害鳥獣駆除が必要となるのは、山奥に存在するヒグマではなく、人家周辺に出没するヒグマである。

本件のような草木の繁茂した安土に向けての発砲でさえ違法になりうる」とすると、有害鳥獣としてヒグマの駆除に従事するハンターらは、たとえ発砲地点と建物との間に安土が存在したとしても、有効射程距離内に建物が存在するならば、その建物が発砲者の背後に存在するものであったとしても、跳弾による弾丸到達可能性を否定出来ないこととなり、あらゆる発砲行為が銃刀法違反の構成要件に該当することとなる。

原審において、わずか20メートルにも満たない距離内に、草木の繁茂する高低差8メートルもの安土が存在しながら、跳弾のわずかな可能性を理由として弾丸到達の可能性を認めたのは、論理則・経験則に反する不合理な法令解釈であり、誤りといわざるを得ない。

第5 結語

よって、上告受理の上、原判決は速やかに破棄されるべきである。

付 属 書 類

- | | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 上告受理申立理由書副本 | 7通 |
| 2 | 参考資料1 環境省「クマ類の生息状況、被害状況等について」 | 1通 |
| 3 | 参考資料2 令和6年12月14日AERA記事を印刷したもの | 1通 |
| 4 | 参考資料3 原審判決後の朝日新聞報道記事 | 1通 |
| 5 | 参考資料4 原審判決後の北海道新聞報道記事綴り | 1通 |

以上